

お知らせ

西日本高速道路株式会社が施行する「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジから高槻ジャンクション・インターチェンジまで）及びこれに伴う市道付替工事」については、令和3年11月30日付けで土地収用法に基づく事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、次の事柄についてお知らせします。

なお、事業を施行する土地（以下「起業地」といいます。）を表示する図面は、高槻市役所に備え付けてありますので、「確認することができます。」

1 土地価格の固定について

起業地の価格は、土地収用法第71条の規定に基づき、事業認定の告示があった日をもって固定されます。

2 関係人について

事業認定の告示の日以降に新たな権利を取得された方（既存の権利承継した方を除く）は、土地収用法第8条第3項の規定に基づき、関係人として含まれません。

3 土地の形質変更及び工作物等の損失補償の制限について

起業地の形質を変更しようとする場合は、土地収用法第28条の3第1項の規定に基づき、大阪府知事の許可を受けなければなりません。

また、工作物等を新築又は増改築等したときは、土地収用法第89条第1項の規定に基づき、あらかじめ大阪府知事の承認を得た場合以外は、これに関する損失の補償を請求することができません。

4 裁判申請の請求について

事業認定の告示があった後、土地所有者及び関係人（質権者、抵当権者等を除く）は、土地収用法第39条第2項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社に対して、収用又は使用の裁決の申請を請求することができます。

5 補償金の支払請求について

事業認定の告示があった後、土地所有者及び関係人（質権者、抵当権者等を除く）は、4の裁決申請の請求をしたとき、又は西日本高速道路株式会社等が既に裁決申請をしているときは、土地収用法第46条の2第1項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社に対して、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができます。

6 明渡裁決の申立てについて

事業認定の告示があった後、土地所有者及び関係人は、土地収用法第47条の2第3項の規定に基づき、収用委員会に対して、明渡裁決の申立てをすることができます。

7 その他

その他詳細については、土地収用法を御参照下さい。また、パンフレット（「補償等について」のお知らせ）を西日本高速道路株式会社関西支社新名神大阪西事務所に用意していますので、ご希望の方はお申し出下さい。

西日本高速道路株式会社 関西支社 新名神大阪西事務所 用地課

住 所 大阪府高槻市川西町二丁目一〇番二〇号

電話番号 072-655-9900（代表）

お知らせ

西日本高速道路株式会社が施行する「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジから高槻ジャンクション・インターチェンジまで）及びこれに伴う市道付替工事」については、令和3年11月30日付けで土地収用法に基づく事業認定の告示及び手続保留の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、次の事柄についてお知らせします。

なお、事業を施行する土地（以下「起業地」といいます。）を表示する図面は、枚方市役所に備え付けてありますので、「ご確認することができます。」

1 土地価格の固定について

起業地の価格は、土地収用法第71条の規定に基づき、事業認定の告示があった日（手続保留の告示があった土地（以下「手続保留地」といいます。）は、手続開始の告示があった日）をもって固定されます。

2 関係人について

事業認定の告示の日（手続保留地は、手続開始の告示があった日）以降に新たな権利を取得された方（既存の権利承継した方を除く）は、土地収用法第8条第3項の規定に基づき、関係人として含まれません。

3 土地の形質変更及び工作物等の損失補償の制限について

起業地（手続保留地を含む）の形質を変更しようとする場合は、土地収用法第28条の3第1項の規定に基づき、大阪府知事の許可を受けなければなりません。

また、工作物等を新築又は増改築等したときは、土地収用法第89条第1項の規定に基づき、あらかじめ大阪府知事の承認を得た場合以外は、これに関する損失の補償を請求することができません。

4 裁決申請の請求について

事業認定の告示（手続保留地は、手続開始の告示）があった後、土地所有者及び関係人（質権者、抵当権者等を除く）は、土地収用法第39条第2項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社に対して、収用又は使用の裁決の申請を請求することができます。

5 補償金の支払請求について

事業認定の告示（手続保留地は、手続開始の告示）があった後、土地所有者及び関係人（質権者、抵当権者等を除く）は、4の裁決申請の請求をしたとき、又は西日本高速道路株式会社等が既に裁決申請をしているときは、土地収用法第46条の2第1項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社に対して、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができます。

6 明渡裁決の申立てについて

事業認定の告示（手続保留地は、手続開始の告示）があった後、土地所有者及び関係

人は、土地収用法第47条の2第3項の規定に基づき、収用委員会に対して、明渡裁決の申立てをすることができます。

7 その他

その他詳細については、土地収用法を御参照下さい。また、パンフレット（「補償等について」のお知らせ）を西日本高速道路株式会社関西支社新名神大阪東事務所に用意していますので、「ご希望の方はお申し出下さい。」

西日本高速道路株式会社 関西支社 新名神大阪東事務所 用地第一課・用地第二課

住 所 大阪府枚方市三栗町二丁目五番一号

電話番号 072-809-4740（代表）

お知らせ

西日本高速道路株式会社が施行する「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジから高槻ジャンクション・インターチェンジまで）及びこれに伴う市道付替工事」については、令和3年11月30日付けで土地収用法に基づく事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、次の事柄についてお知らせします。

なお、事業を施行する土地（以下「起業地」といいます。）を表示する図面は、枚方市役所に備え付けてありますので、「確認することができます。」

1 土地価格の固定について

起業地の価格は、土地収用法第71条の規定に基づき、事業認定の告示があった日をもって固定されます。

2 関係人について

事業認定の告示の日以降に新たな権利を取得された方（既存の権利承継した方を除く）は、土地収用法第8条第3項の規定に基づき、関係人として含まれません。

3 土地の形質変更及び工作物等の損失補償の制限について

起業地の形質を変更しようとする場合は、土地収用法第28条の3第1項の規定に基づき、大阪府知事の許可を受けなければなりません。

また、工作物等を新築又は増改築等したときは、土地収用法第89条第1項の規定に基づき、あらかじめ大阪府知事の承認を得た場合以外は、これに関する損失の補償を請求することができません。

4 裁判申請の請求について

事業認定の告示があった後、土地所有者及び関係人（質権者、抵当権者等を除く）は、土地収用法第39条第2項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社に対して、収用又は使用の裁決の申請を請求することができます。

5 補償金の支払請求について

事業認定の告示があった後、土地所有者及び関係人（質権者、抵当権者等を除く）は、4の裁決申請の請求をしたとき、又は西日本高速道路株式会社等が既に裁決申請をしているときは、土地収用法第46条の2第1項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社に對して、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができます。

6 明渡裁決の申立てについて

事業認定の告示があった後、土地所有者及び関係人は、土地収用法第47条の2第3項の規定に基づき、収用委員会に対して、明渡裁決の申立てをすることができます。

7 その他

その他詳細については、土地収用法を御参照下さい。また、パンフレット（「補償等について」のお知らせ）を西日本高速道路株式会社関西支社新名神大阪東事務所に用意していますので、ご希望の方はお申し出下さい。

西日本高速道路株式会社 関西支社 新名神大阪東事務所 用地第一課

住 所 大阪府枚方市三栗町二丁目五番一号

電話番号 072-809-4740（代表）